

会議録	
1 名称	第9期第3回江東区男女共同参画審議会
2 日時	令和2年8月24日(月) 午前10時～11時50分
3 開催場所	江東区男女共同参画推進センター3階 第1・2研修室
4 出席者	<p>[第9期審議会委員]</p> <p>江上千恵子、金子寿子、下島真希、鈴木智美、田中英之、藤森京子、古谷英恵、余語恵利華、吉安慎二</p> <p>[区側]</p> <p>男女共同参画推進センター所長 川辺 雅嗣 人権推進課長 壽賀 奈緒美 男女共同参画担当係長 赤澤 めぐみ 管理係長 鈴木 友美 管理係員 鶴川 幸代、丸山 ひろみ、久保 勝広 計画策定業務委託事業者 2名 相談業務委託事業者 1名 センターの窓口・講座業務委託事業者 3名</p>
5 議題	<p>1. 国の男女共同参画に関する最近の動向について</p> <p>2. 第7次江東区男女共同参画行動計画骨子案について</p> <p>3. 行動計画の基本理念の検討について</p>
6 議事要旨	別紙のとおり
7 資料	<p>1. 国の男女共同参画に関する最近の動向について</p> <p>2. 第7次江東区男女共同参画行動計画 骨子案</p> <p>2-2. 男女共同参画行動計画の名称について</p> <p>3. 第7次行動計画の基本理念の検討について</p> <p>参考7. 第2回江東区男女共同参画審議会議事録</p> <p>参考8. 令和元年度事業進捗状況調査報告(今後の予定理由)</p> <p>・席次表</p> <p>・江東区男女共同参画審議会 意見シート</p>

	・各種チラシ
8 摘要	欠席 6名 (奥山 浩希、長田 智之、櫻木 晃裕、神保 恵一、 関口 朗太、松山 亜紀) 傍聴者 5名
9 次回日時	令和2年11月16日(月)
10 次回場所	江東区男女共同参画推進センター3階 第1・2研修室

【別紙議事要旨】

1. 開会

所長：それでは定刻となりましたので、第9期第3回江東区男女共同参画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本審議会の定足数は、8名でございます。委員定数15名のうち、本日の出席委員は9名、欠席は、奥山委員、櫻木委員、神保委員、関口委員、松山委員、長田委員の6名です。よって、本日の会議は定足数を満たしておりますことを、ご報告いたします。また、本日は、傍聴希望の方は、5名です。すでに傍聴者にはお席についていただいておりますので、ご報告いたします。また、本日は、記録のため、録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、ご発言の際は、マイクをお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の会議資料について、確認をさせていただきます。まず、会議次第、次に、資料1が国の男女共同参画に関する最近の動向について、資料2第7次江東区男女共同参画行動計画骨子案、資料2-2として、男女共同参画行動計画の名称について、資料3が第7次行動計画の基本理念の検討について、参考7として前回の議事録、参考8として前回報告した進捗状況調査報告の中で、今後の予定が継続以外の変動があったものをまとめた一覧になります。他に席次表、江東区男女共同

参画審議会意見シート、以上でございます。他に今年度を通してご参照いただく、参考1～6になります。こちらの参考1～6につきましては、会議後事務局が保管しておりますので、会議後は机に置いたままでお帰りください。資料が不足している方は、いらっしゃいますでしょうか。

まず最初に、前回の会議の概要について、改めてご説明いたします。前回は、今年度最初の審議会であり、委員の方の改選もありましたので、会長の選出経緯から、委員の方の自己紹介と事務局の紹介をいたしました。次に、当審議会の運営についてご説明し、現計画の進捗状況として、行動計画に関連する事業の前年度実績を、ご報告いたしました。

次に、前年度に実施いたしました「男女共同参画」と「性的マイノリティ当事者等」の意識実態調査の結果報告をいたしました。そして、最後に、今年度は、次期行動計画の策定年度となりますので、「策定の趣旨」、「行動計画の位置付け」、「計画期間」、「計画の構成案」、「策定の体制」、「策定のスケジュール」についてご説明し、今後、ご意見により微調整もいたしますが、次期計画の体系のご承認をいただきました。そして最後に、その体系の中の計画の基本理念に対するご提案を、宿題とさせていただいております。続きまして、前回の審議会後に、ご意見シートを提出いただいておりますが、その中に、いくつかご質問もございましたので、ご回答いたしたいと思っております。

まず、人事異動についてご指摘をいただいております。所長と本審議会の担当係長が同時に異動すると、継続性がなくなるのご指摘でございます。ご指摘は、その通りでございますが、出来る限りこのような事態は避けたいところではありますが、人事につきましては、全庁的な観点で決定されておりますので、こちらの意向が通らない事が多々あります。皆様には、ご迷惑をお掛けしないよう全力を尽くしますので、ご理解を頂きたいと思っております。なお、継続性を持たせるためにも、前所長の人権推進課長が事務

局として参加いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、本審議会の目的と、今後の検討課題について、流れに沿って説明して欲しいとのご要望がありました。本審議会の目的は、条例の15、16条にあるように、男女共同参画社会の形成に関する施策を推進するため、行動計画の策定等に係る重要な事項を調査及び審議し、区長に意見を述べるものでございます。

今後の検討課題は、本年度は、行動計画策定年度となりますので、行動計画の策定について、ご議論いただくものでございます。詳細な検討課題は、事務局案を参考に皆様の様々なお立場からの自由なご意見により、ご議論いただきたいと思っております。

前回は、概要と現計画の進捗状況、調査結果のご報告でした。本日は、行動計画の骨子等を、次回は、計画の素案をお示ししますので、それら事務局案についてご議論いただきます。皆様のご意見と、区民の方からのパブリックコメントを可能な限り反映した計画を作成し、区長へ答申させていただきます。

次に、これまでの審議会で、特に議論のあった項目を、報告して欲しいとのご要望がありました。今後の検討課題の参考にしていただきたいと思っております。これまで、長年に渡りご議論いただいたのは、「学校における男女混合名簿の導入」や「区の審議会等への女性の参加率」などで、昨年からは、これらに加え、次期計画において、性的マイノリティ当事者の方への施策を充実させることが議論の対象となり、計画策定の資料としての意識実態調査についてご議論いただきました。そして、その調査結果については、前回はご報告させていただきました。また、性的マイノリティの調査につきましては、前回審議会でご説明しておりますが、こちらにつきましては次回、第3回区議会定例会でもご説明する予定でございます。また、いままで、ご議論いただいていた「男女混合名簿」の作成の進展について、「何故できたのか、何故今までできなかったのか」とのご質問がありましたので、教育委員会指導室からの回答をご報告いたします。教育委員会としても、男女混合名

簿の重要性はかねてから承知しておりますが、名簿は、体育の授業等で男女別の名簿により、成績等を集計する場合もあり、各名簿から成績を合体させる際に、集計ミス危険性を最小限に抑えることを優先していたので、名簿の変更は、学校のシステム変更のタイミングに合わせて行うことを予定しており、そのシステムの変更が、昨年度に行われ、男女混合名簿への移行を行ったとのことです。性的マイノリティを含む人権教育の重要性は、十二分に理解しており、当該生徒に対する個別相談や、道徳の時間等を活用した教育に取り組んでいるので、ご理解をいただきたいとの回答です。

次に、行動計画の進捗状況調査報告書の中の、いくつかの事業についての、質問にお答えいたします。まず、「充実」、「見直し」、「終了」の事業については、事業課からの見解を、本日の資料として提出しております。次年度からは、報告の際に、同様の資料を添付いたしたいと思っております。

次に、進捗状況調査報告書P5、施策5-3 保健所のDV相談件数の減(277→145件)につきましては、相談業務の集計は、相談の件数を集計することが一般的で、相談者の実数ではありません。そのため、何度もご相談を受ける方がいますと、件数の増減に影響することがございます。今回の保健所の相談件数の減につきましても、何度も相談していた方が、相談に来なくなったことによる減であり、全体の相談者については、大きな変動はないとの回答でございます。

次に、区民調査の結果を簡単に説明して欲しいとのご要望がありました。区民調査結果ですが、前後のご意見から男女共同参画の意識実態調査のことであると推測されますが、そちらにつきましては、前回ご報告しておりますので、区民アンケートについて、ご説明いたします。区民アンケートの調査の目的は、「江東区長期計画」において、各施策に設定する成果指標のうち、区民の意識や生活実態に基づくものについて、その現状値を把握することを

目的に実施しています。対象者は、区内居住の18歳以上の男女3,000人で、令和元年度回収結果は、1,457人48.6%となっています。その中で、男女共同参画に関する質問は4問で、1問目は、「江東区は多様性を認め合い、だれもが尊重され、暮らしやすいまちか」という質問で、「そう思う」、「どちらかというそう思う」の合計で、46.3%となっています。2問目は、「仕事と生活の調和がとれた生き方を実現することが出来ているか」という質問で、同様の集計で、53.4%であります。3問目は、「DV相談窓口を知っているか」という質問で、「知っている」が、28.3%となっており、その中で、知っている相談機関を選ぶ質問には、警察署が一番多く、72.6%で、女性のなやみとDVホットラインは、41.4%で二番目となっております。

こちらは、区役所2階の情報公開コーナーで閲覧することができます。

次に、オンラインによる会議や、メールによる審議等のご要望がありました。

メール審議につきましては、今後研究課題とさせていただき、現行の当日の会議と会議ごとのご意見シートによる対応をお願いしたいと思います。

その他、審議の仕方や運営についての、いくつかのご意見につきましては、今後の見直しにおける参考とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

なお、オンラインによる会議につきましては、メール等でご案内しましたように、原則は会議を行う現地に参加していただき、諸事情で現地に参加できない方について、オンラインを活用して参加していただくことを、11月の次回の会議から実施する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事録を参照したいとのご要望がありました。前回の議事録につきましては、毎回、資料として配布する予定でございますので、よろしくお願いいたします。また、過去の議事録についま

しては、当センター2階の情報資料室で、閲覧できますので、ご活用ください。最後に、その他、いただいたご意見をご紹介いたします。

今回から、傍聴席に資料が机上に用意されている。取り扱いに配慮されていれば、審議内容を理解してもらえるので良いことと思う。昨年度からの傍聴者からの要望を取り入れたものであると思われるので、説明があれば、より良かった。

ご指摘ありがとうございます。ご説明がなかったことをお詫び申し上げます。

行動計画の策定にあたり、区民調査やマイノリティ調査の結果を反映させることは必要だが、現在実施している行動計画に基づく報告を細かくチェックすることで、次期計画の課題も見えて来ると考える。

時代の変化からか、性的マイノリティの方が増えていると感じる。許容され易い時代になったからか、現代の環境変化による生物学的変化なのか気になった。

近所の公立高校で、男性の制服を着た女生徒を見かけた。学校独自の判断で、個人を尊重しているのだと思った。

男女混合名簿の拡充にホッとした。DV防止の出前講座を増やすなど、具体的な動きも充実させたい。

性的マイノリティの報告は、どの数字をどう捉えて、どう出していくか、不明な点も多く、詰めて行きたい。

女性の就労推進には、啓発も大切だが、職場内で仕事をシェアし合うシステムが必要だと思う。

以上、何件かの類似したご意見を、まとめてご紹介したのものもありますので、ご了承願います。貴重なご意見、ご要望ありがとうございます。事務局よりお礼申し上げます。また、委員の皆さまの、今後の議論のご参考にしていただければと思います。以上です。

次に、本日の予定ですが、議事1では、国の男女共同参画に関する最近の動向について、議事2では、第7次江東区男女共同参画行動計画骨子案について、議事3では、行動計画の基本理念の検討について、以上、議事は3点でございます。本日は議事2と3に時間の大部分を使う進行になるかと思っておりますので、皆さま、ご協力をお願いいたします。それでは、前回ご欠席されました、古谷委員、金子委員がお見えになっておりますので、一言ずつ、自己紹介をいただきたいと思っております。

2. 前回欠席委員自己紹介

(前回欠席の委員2名が自己紹介一省略。)

所長：ありがとうございました。それでは、この後の議事進行は会長をお願いしたいと思います。江上会長、よろしく申し上げます。

3. 国の男女共同参画に関する最近の動向について

会長：皆さんおはようございます。コロナが収まらない中、傍聴の方もたくさんお見えになって、ありがとうございます。活発な議論をしたいと思います。早速議事に入ります。議事1の国の男女共同参画に関する最近の動向について、所長からお願いします。

所長：資料1をご覧ください。本審議会における計画策定におきましても、参考となります国の男女共同参画に関する最近の動向についてご報告いたします。

まず、令和2年7月21日に、国の「第5次男女共同参画基本計画に当たっての基本的な考え方」の(素案)が発表されました。こちらにつきましては、パブリックコメントの募集が8月1日から9月7日までの期間行われます。この素案の構成は、資料の左の目次をご覧ください。

「第1部 基本的な方針」と「第2部 政策編」から成っておりまして、第2部では、3つの政策領域に加え、これらの取り組

みを総合的かつ、計画的に推進するための「Ⅳ 推進体制の整備・強化」を加えた4つで構成されており、また、各政策領域においては、計11分野を掲げ、それぞれの分野において、令和12年度末までの「基本認識」と令和7年度末までを見通した、「施策の基本的方向と具体的な取り組み」について記述しております。資料右の「基本的な方針」における「3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等」では、一つ目に、男女共同参画を推進して行くことは、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提であるとしております。

二つ目には、諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピードは速く、国際的に大きく差を拡げられており、諸外国の水準を目指し、指導的地位に占める女性の割合が、2020年代の可能な限り早期に、30%程度となるよう目指して、取り組みを進めるとしてしております。

三つ目に、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指すことを旨とし、女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取り組みを強化し、多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進めることが必要としております。

また、性的指向・性自認に関することについては、現在広く議論が行われていることも含め、多様性を尊重することが重要であることは当然であるとしております。

四つ目に、新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題を一層顕在化させている。こうした経験を踏まえ、平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要があるとし、テレワークの可能性等を含め、こうした影響や変化を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けた、施策

を進めていくことが重要としています。

次に10ページをお開きください。

令和2年7月1日に取りまとめられた「女性活躍加速のための重点方針2020」についてです。基本的な考え方は4つで、一つ目は、女性活躍の大前提である、安全・安心な暮らしの実現のため、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みや、困難に直面する女性への支援の充実です。

二つ目は、政治分野、雇用分野など、各分野の女性活躍推進のための自主的な取り組みや、地域の実情に応じた取り組みの積極的な後押しと働きかけです。

三つ目は、誰もが、仕事と育児・介護等の二者択一を迫られることなく、経済的に自立しながら働き続けることができる、環境の整備及び学校教育段階を含む社会全体での意識改革の推進です。

四つ目は、あらゆる段階において、分野横断的な価値としての男女共同参画・女性活躍の視点の確保及び施策への反映です。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による、女性への深刻な影響及び、テレワークの導入やオンラインの活用により、女性活躍の場の拡大に向けた新たな可能性への対応についても言及されております。

続きまして、12ページをお開きください。最後は、令和2年6月11日に決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」についてです。こちらは、2020～22年度の3年間を「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として、重大な人権侵害である性犯罪・性暴力のための取り組みを推進していくというものであります。

一つ目は、「刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処」で、性犯罪に係る、事案の実態に即した対処を行うための、刑事法のさらなる見直しや、刑事司法に関わる検察官等の研修を実施するとされています。

二つ目は、「性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実」で、性犯罪者に実施しているプログラムの拡充や、出所者情報の把握等による新たな再犯防止対策を検討するというものです。

三つ目は、「被害申告・相談をしやすい環境の整備」で、ワンストップ支援センターの周知の徹底や、SNS、メール等を活用した多様な相談方法の提供を推進するなどです。

四つ目は、「切れ目のない手厚い被害者支援の確立」で、ワンストップ支援センターの体制の充実に加え、地域における関係機関との連携強化を推進するなどです。

最後は、「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」で、学校等における教育や啓発の内容の充実や、学校等で相談を受ける体制の強化などです。簡単ですが、私からの説明は以上です。

会長：国の施策ですので参考程度ですが、今の所長からの説明について何かご質問等ありますでしょうか。今回の新型コロナで、区でいうと保育所、学校などが休みになると誰が子どもを見るのかという話になりますよね。両親のうち圧倒的に女性が休業、退職するという結果が出ている。統計資料なんか見てもはっきりと女性に対するしわよせ、差別が出てきているのかなという印象は受けております。

次に、議事2番の第7次江東区男女共同参画行動計画骨子案についてご説明をお願いします。

4. 第7次江東区男女共同参画行動計画骨子案について

所長：「第7次 江東区男女共同参画行動計画（骨子案）」ですが、内容の前に、まず、本計画の名称について、ご説明いたしますので、資料2-2をご覧ください。江東区と国の計画名称の変遷をお示ししております。本区は、国の基本計画の策定に合わせて、男女共同参画行動計画の期間を10年とし、具体的な行動期間は

5年間と想定して、5年後に計画を見直しており、10年の計画ごとに名称を付けています。

現計画の第6次計画は、「男女共同参画KOTOプラン」の改訂版で、次期第7次計画からは、新たな10年の計画となります。そこで、名称の変更を考えております。資料の一番下にあるように、現計画を一部踏襲して「男女共同参画KOTOプラン2021」といたしたいと考えております。

それでは、計画の骨子案の説明に入りますので、資料2をご覧ください。表紙の次ページ、目次をお開き下さい。全体を3つの章に分けているのは、現計画と同様ですが、現計画では、第1章に「2計画策定の背景」として、世界、国、東京都及び江東区の動きが記載されていましたが、今回は、第2章に記載しております。1ページをお開き下さい。「第1章 計画の基本的な考え方」です。

「1 計画策定の趣旨」ですが、今年度で、第6次行動計画の計画期間が満了となることから、第7次行動計画を策定するものです。

「2 計画の性格」ですが、この計画は、「江東区長期計画」の分野別計画であり、「男女共同参画社会基本法」及び「江東区男女共同参画条例」に規定する行動計画です。また、いわゆる「DV防止法」及び「女性活躍推進法」に規定する計画を包括しています。2ページをご覧ください。

「3 計画の期間」は、令和3年度から12年度までの10年間とし、具体的な行動期間は、令和3年度から7年度までの5年間を想定しています。「4 計画の基本理念」は、次の議題で、ご議論いただきます。3ページをお開き下さい。

「5 計画の目標」は、記載のとおり5つの目標を立てています。4ページをご覧ください。この5つの目標に、評価指標と目標値及び評価指標の現状値を記載しております。

5ページをお開き下さい。「6 計画の体系」は、前回の審議会でお示ししたとおり、5、6ページの見開きで、5つの目標に対

し、10個の課題を設定し、それを解決するための25の施策を展開しています。このうち、課題4から7が、「江東区女性活躍推進計画」、課題8が、「江東区配偶者暴力対策基本計画」となっています。

7ページをお開き下さい。「第2章 現状と課題」ですが、前回の計画から、構成を変更したもので、表題については、仮の表題としております。「現状と課題」ですと、第3章の各課題の現状と課題と被りますので、「第2章 計画の背景」に修正したいと考えておりますので、次回の素案の段階で、変更する予定でございます。それでは、「1 江東区を取り巻く動き」ですが、7ページから9ページにかけて、世界、国、東京都及び江東区の動きを記載しております。

10ページをお開き下さい。「2 江東区の現状」ですが、10ページから17ページに書けて、国勢調査等の資料から、江東区の状況を表しています。18ページをお開き下さい。「3 第6次行動計画の総括」で、目標に沿って、主な成果と課題をまとめました。「目標Ⅰ」については、男女共同参画の学習事業の推進、中学校における男女混合名簿の使用の拡充、性的マイノリティ当事者等への意識実態調査を行ってきましたが、男女共同参画に関する意識実態調査において、男女が平等だと思える区民の割合が、14パーセント程度に留まるなど、引き続き、男女共同参画の意識啓発を効果的に実施していくことが課題となっています。

また、性的マイノリティに対する理解や知識不足、LGBT関連の基礎的な用語の認知度の低さが、調査から示されており、周囲への更なる意識啓発の推進が必要で、相談窓口の充実や職員の対応力向上などが求められています。19ページをお開き下さい。

「目標Ⅱ」については、子育てなどで、仕事を一時中断している女性に対する就労支援や、各種講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供などを行いました。

しかしながら、仕事・家庭生活・個人の生活のバランスについ

て、希望どおりの生活を実現させている人は、約28%に留まり、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる企業は増加しているものの、区民の生活実態から、より一層の取り組みの推進が求められています。「目標Ⅲ」については、職場や地域において、リーダーシップを発揮できる人材の育成を目的として、パルカレッジを実施し、審議会等への女性の参画を促進してきましたが、地域活動にまったく参加していない人が約5割を占めるなど、区民が地域活動に参加しやすい環境の整備や、支援を検討していく必要があります。

20ページをお開き下さい。

「目標Ⅳ」については、広報紙「パルカート」において、事例紹介やDVチェックリスト、相談窓口などを周知し、意識啓発を図り、区内中学校において、デートDV防止の出前講座を実施し、若年層の意識啓発にも取り組みました。

さらに、性暴力被害者を対象とした相談事業を開始し、高齢者や障害者への虐待に関する相談窓口の充実を図りましたが、暴力を受けた時に「相談した」人は、前回調査と比べると、増加したものの、相談先として、公的機関の相談窓口や勤務先、民間の相談窓口はあまり利用されていません。

また、職場におけるハラスメントに対しては、防止対策が強化されていますが、公的機関の相談窓口は、あまり利用されていないため、適切な情報提供と利用促進により、解決へつなげていくことが課題となっています。「目標Ⅴ」については、推進体制の充実に向けて、男女共同参画フォーラムなどを通じて、区民との協働・交流の充実を図ってきました。

区民調査において、区民の方から要望される「まちづくり」を更に進めていくとともに、男女共同参画にあまり関心がなかった区民にも、男女共同参画推進センターや、その取り組みを広め、区民や事業者、NPOなどと協働していくことも重要と考えます。21ページをお開き下さい。

「第3章 計画の内容」です。5、6ページの計画の体系に沿って、それぞれの目標に対する課題を挙げ、その課題を解決するための施策と事業を記載します。今後、審議会のご意見や意識実態調査の結果を分析し、資料等を追加します。

また、この骨子では、施策まで挙げており、具体的な事業につきましては、現在、各担当部署に、掲載する事業についての照会を行っておりますので、次回の素案には掲載する予定でございます。私からの説明は以上です。

会長：ただ今の説明に対して、何かご質問とかご意見ありますでしょうか。

委員：本題に入る前の資料2-2でご説明頂いた平成3年度から取り組んできた行動計画の具体的な成果が表れている資料はありますでしょうか。

所長：今回骨子の方に第6次の計画のとりまとめという形であげさせて頂きました。今までは5年ごとの意識実態調査で、調査から考えられる課題や今後の取組の方向性を書く形になっていました。計画自体のとりまとめがなかったので、今回は骨子にまとめさせて頂きました。

委員：定量的、定性的な成果はこれまでまとめてきていなかったということでしょうか。

会長：成果は毎年報告してきています。

所長：そうですね。量については、毎年報告しておりますし、第6次の全体的な計画も前回報告しています。結果的に当初目標をほとんど下回っておりますので、今回第7次の計画も前回のものを大部分引き継いで作成しています。

会長：抽象的に言われても分かりにくいので具体的な例はあるでしょうか。

委員：例えば管理職の問題について、どれくらい年々上がってまたは下がってきているのか、など。30年にもわたる対応において、どういった成果があって、どういったところが問題というのを明

らかにして、次に生かしていこうというサイクルがあった方がいいと思います、質問させていただきました。

所長：まとめてというのではないんですけども、実績報告という形で上げています。

委員：また何で目標を達成できなかったのか、という考察、それが知りたいんですけども。

所長：例えば、審議会の参画率を上げる取り組みでは、うちとしては旗振り役なので各事業課に対して、なるべく男女の比率を均等になるようにお願いしています。ただ、その先は各事業課の対応になるので、組織によっては女性の役員の方が少ないところもあり、一概には言えない部分もあります。

委員：とりあえず考察はないということでもいいですか。

委員：横からすみません。もしかしてこうじゃないかなというところをご参考までにお話しさせて頂きたい。いま所長が仰っているのは、計画の体系についてだと思います。計画が成果に対してどのようなことがあったのかの報告であって、事細かく細分化して評価しているんだと思います。課題に対する施策、施策の下に各課が取り組むべき事業がある。

例えばセミナーを今年中に10回やりますとって今年5回でした、取り組みができなかった理由を各事業ごとに確認していきましょう、というのが積み重なって全体の評価になるのだと思います。なので、10年の体系ということでざっくりと出ていますけれども、それに関してどういう課題があって、どういう検討があってというのは、語ればすごく長い話になると思う。今日はその時間はない、ということだと思います。一つ一つそういうのを積み重ねながら、出来なかったことを継承していく。今回6次の計画で、ほとんどの課題がクリアできていないと仰っていたので、それを今度組み立て方を変えてまた取り組みをしようということだと思います。計画体系を見直してきているので、今ある形が、同じ評価でできた、できなかったとは言えないんじゃないかと思

います。ちょっとずれてしまっていたら申し訳ありません。

会長：毎回皆さん熱心に議論されてこうしてほしいと言っても、我々は意見をいう立場で実際やるのは行政。我々はどう働きかけていくのかというところはやってきた。皆さんも達成できたこと、出来ないこともかなりあるので、どうしたらいいのかという議論につなげてほしい。

具体的には、前のKOTOプランで我々も工夫しまして、審議会の意見を枠として出していこうということで、参考2の男女共同参画KOTOプラン改訂版の34ページ、47ページ、59ページの枠になっているところをご覧ください。ここで審議会の意見を集約して打ち出す工夫をしている。それに対する成果はどうだったのという話になるとは思いますけどね。そういうことをやっていますので。参考になればと思います。

あとは、やっぱりこの間新型コロナのことも少しは骨子の中で触れていますが、これは男女共同参画のあり方にも影響を与えますので、もうちょっと詳しく色んな観点で書いて頂けるといいと思う。こういう時代に生きているので、それをどう将来に活かしていくのかという視点を入れてもいいかなと会長は思っております。骨子のどこに入れるか分かりませんが、入れざるをえないと思います。

所長：確かに国の方を見てもアフターコロナのことについて書かれていますので、入れる方向で考えています。事務局として考えているのは、マイノリティとコロナのことについては全体に係るので、基本理念の説明文の下の方に一つ全体的な考え方として入れることを考えています。今日何かご意見があれば、そちらを反映した素案としたいと思います。

会長：皆さん如何でしょうか。

委員：前回、江東区長期計画をいただいたと思うのですが、充実したプランだと思いました。この江東区長期計画と第7次男女共同参画行動計画の関係性をご教示いただきたいと思います。

所長：男女共同参画行動計画は長期計画に基づく分野別計画となっています。長期計画（概要版）の37ページに、多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現というのがあります。ここから逸脱しない形で今度の行動計画を考えていかなければならないと考えています。

会長：いかがでしょうか。男女共同参画は全般になんでも関わってくるので、広く考えてもいいのかなと思います。あとLGBT関係のアンケートを取りましたけれども、あれをもとにして施策を進めていただきたいと書きましたが、議会の方はいつごろになりますか。

所長：各所管でやっている調査等については所管委員会に報告しています。マイノリティの方は、コロナの関係もあって7月まで確定が出来ませんでした。次の第3回定例会（企画総務委員会は10月8日）にはマイノリティ調査の報告をさせて頂く予定です。

会長：骨子案についていかがでしょうか。

副会長：先程のご質問に関連するが、江東区の長期計画（概要版）の37ページに「多様性をみとめあう社会の実現」という項目の下に、人権と多様性を尊重する意識の醸成、そして男女共同参画の推進等と書かれておりました、あくまでも位置づけとしては男女の問題以前に多様性の問題、個々を尊重するという問題があり、その中でLGBTや男女の問題を扱っています。江東区の第7次男女共同参画行動計画の21ページでは、あくまでも男女の問題が先に来ています。男女の問題を考える付随的な問題として性的マイノリティを考えるという位置づけをしています。どのように整合性をお考えでしょうか。と言いますのも、物事の捉え方、長期的な施策をどう取っていくのか、根本的な思想との関わりがあると認識しています。つまり、まずは個人というものを尊重してから男女があるのか、それともあくまで男女が先にあってその派生的問題としてLGBTがくるのかでは、全く意味が違ってきます。そこを計画立てていく上で、どういう視点で立てていくの

か根幹を決める必要がある。ぜひその点ご検討いただければと思っております。

会長：東京都はLGBT関係を別だてにしています。江東区のは多様性が来ているので、指摘の通りですね。長期計画をこういう形で立てたのには何か理由がありますか。

人権推進課長：以前は男女共同参画の実現という施策で1本立っておりまして、人権は施策としては立ててなく、例えば生涯学習の中に少し入っている形でした。そうした中、都の方でダイバーシティという表現などが多く出てきたので、江東区の方でも人権全体を施策として立てて、その中に男女共同参画もあるという形で長期計画は作っていきこうということになりました。

副会長：今仰った通り、やはりダイバーシティ、男女の問題は人権の問題でして、最上位の理念は人権保護なんですけれども、私の質問申し上げたのは、人権の中でまず男女の問題の話をしたいのか。それとも人権の中で次に個人が先に来て、その多様性の中で男女の話をしたいのか。優先順位をどのようにお考えか、という質問です。

所長：6次の際は男女平等があって、その中で性的少数者と、心と体の健康が入っています。今回は、男女共同参画なので、男女平等と多様性の理解促進という並列的な形で目標を上げさせて頂いています。

会長：実利的にいうと、男女共同参画はそこまでいっていないので、男女という形を出した方が、多様性、ダイバーシティよりも感覚的には強い印象を受ける。理屈で階層的にきっちりわけて整理していくんだったら、この長期計画と骨子案は内容は別として、議論のやり方とすればちょっとずれる感じはしますけどね。

副会長：どちらがいいという意見ではなく、どういうお考えかをお伺いしたいと思います。何を優先順位に、どこから重点的に施策を打って行くのかという問題に最終的に直結するかと。江東区自体の長期計画と行動計画がずれていたのでは整合性をお伺いしたか

ったのです。整合性をとっていくのがまだ今後の課題ですというふうにおっしゃられるのであればそれでもよいと思います。

所長：今回は、男女、マイノリティは並列で並べるという考え方で行きたいと思います。マイノリティに対する施策がどこまで盛り込めるか苦しいところもある。意識啓発はやっているが、実務的な事業は各所管がそこまで行っていないので、格上げをして並列的に並べる考え方で行きたいと思います。

会長：そうですね。中に入ってしまうと薄まってしまう感もするので、LGBT関係も大事なので、所長の考えはいいと思います。

委員：2点あります。1点目、マイノリティ調査について、10月8日の委員会で報告ということだが、どのような解釈・考察で報告するのか。2点目は、長期計画（概要版）の37ページのところで、性別、年齢、国籍、価値観とあるんですけども、あれもこれもになってしまうんですが、国籍の所が薄いなという印象があります。区役所の窓口対応とか、チラシの外国語対応とかいろいろ取り組みをされているのは存じていますが、もう少し手厚く、と思います。今外国人が1割いつているので、例えば公園の看板1つ取っても、実生活利便性までいっていないと思うのもうちよっと格上げしたいという気持ちです。

所長：10月8日の報告については、基本的には結果とそれに関する問題点を共有するものです。あくまでも調査の結果を報告するかたちです。国籍の関係なんですけれども、確かになかなか進まないところがあります。実際区役所では優先順位があります。外国の方が少ないというのもあります。ただ社会的な影響も大きいので、多言語のチラシ、インターネットでの通訳などでコミュニケーションをとりやすくなど、少しずつ進めてはいます。ただ全体としての比率としてはまだまだ低いと感じています。

委員：どうしてもこの長期計画と行動計画の整合性についてまだ納得がいかないのですが。国があつて、都の施策があつて、江東区の長期計画があつて、それと並行して江東区の男女共同参画の行

動計画があるのだと理解しますが、これでいいでしょうか。あくまで、この江東区長期計画をもとに、その下に行動計画が位置づけられると考えてよいでしょうか。

所長：長期計画の分野別計画なので、長期計画の下に位置する個別計画です。国や都の流れに沿って、個別計画を作っています。

委員：見直しのサイクルも同じパターンで見直すということでしょうか。

所長：長期計画も10年計画で前期後期で5年ごとに見直す形になっています。それを踏襲していく形になります。

委員：毎年事業の見直しを行っていくとのことだが、そのやり方は変わらず継続していくということか。審議会での行動計画で行う各課の取り組みを毎年チェックしていけるのか、確認したい。

所長：はい。従前と変わりません。

会長：これは概要版だが、もっとしっかり書いたものがあるんですよね。関連するところだけでも資料として配布してはどうでしょうか。

所長：わかりました。関連箇所は次回コピーを配布します。全部見たいという方は、申し訳ないんですけどもホームページ、図書館等で見て頂きますようお願いします。

委員：計画（骨子案）の目標のところ（3ページ、4ページ目）で、目標の追加、評価指標の設定について、こういうのを追加した方がいいなどという議論は、この場でできるのでしょうか。

所長：はい。データが取れるものについては追加することは可能なので、ご意見があれば頂きたいと思います。

委員：目標3のところ、例えば、区議会などで男女の比率を半々にするという目標を設定するとかはどうでしょうか。また、21ページの男女平等の家庭における推進というところで、成人教育の在り方が大切だと思っています。例えば、成人教育に係る講義（男女平等だけでなく税制に係るものなども）を受けてテストを受けると住民税がちょっと安くなるなどのインセンティブを与え

るなど、江東区の大半を占める成人に対してもう少し踏み込んだ案が必要ではないでしょうか。

会長：いかがでしょうか。

委員：すぐできる課題ではないんですけれども、以前各種申請書で男女だけの区分は適切ではないだろうという議論をしたかと思えます。男女を名乗らずにそれ以外の区分で申請することも可能にした方がいいだろうという議論をしましたね。ただ一方であらゆる分野（審議会や管理職数など）では全て男女で統計を取っていて、片方で言っていることとやっていることが食い違っていますよね。人口など男女で表さざるを得ないので、すぐに出来るものではないと思いますが、対応を考えられるように、その他の枠を少なくとも視野に入れておかなければならないと考えます。

会長：他に何か。

委員：話が戻ってしまうが、男女平等と多様性に関してどういう位置づけという話で、その2つの概念は並列と仰っていた。そうであれば課題1～3の書き方が、もう少し並列であることが分かりやすく書いて頂きたいと思えます。例えば、課題2で「家庭における男女平等教育の推進」とあるが、男女平等教育だけでなく、多様性に対する認識・教育が重要ですというところも言及して頂きたいと思えます。

会長：他にはありますでしょうか。なければ次にいきたいと思えます。議事3の行動計画の基本理念の検討について、所長からお願いします。

5. 行動計画の基本理念の検討について

所長：資料3をご覧ください。1ページ目に、委員の皆様からいただいた、基本理念の案を掲載しました。基本的に現行の理念に近いものが多く、また、より短い方が良いとのご意見もありました。資料の3ページ目をご覧ください。いただいた皆様のご意見から、事務局案を作成しました。事務局といたしましては、説明文は、

もう少し検討すべきところもございますが、この中の③を基本理念の候補と考えております。ただこの4点から選択してほしいということではなく、言葉を変えてほしい等、ここでいただいたご意見をまとめまして、事務局と会長で決めたものを次回、基本理念として示したいと思っております。ご意見がありましたら、この場でお願いしたいと思っております。

説明は以上です。

会長：事務局が③をいいとした理由をお願いします。

所長：前回、一人ひとり、尊重、個性と能力というキーワードがあったので、個性と能力はまとめて能力として、前回より少し縮める形で表現させて頂きました。

会長：皆さん何かありますか。

委員：長ければよいというのではないのはよくわかりますが、ある程度具体的な文言がないと薄まってしまうので、性別、年齢、国籍などの文言は入れた方がいいと思っております。2番が個人的にはいいかなと思っております。一人ひとりが尊重されるためには相手を尊重しなければならないと考えており、自分以外の人を認めるという認識が全体的にほしいです。

所長：一つ補足ですが、説明文についてはさらに文言を加える予定で、性別、年齢、国籍、価値観などの文言は説明文の方に入れる方向で考えています。まず基本的な理念の方についてのご意見を頂ければと思います。

副会長：目標はどう設定していらっしゃるのでしょうか。つまり平等な社会の実現を目標としているのか、全員が能力を発揮しなければならないという理念のもとで能力を発揮することができる社会の実現を目標にしているのか。目標値をどこにするのかによって理念が変わってくるかと思っております。

所長：3番は、長期計画が多様性を認めるダイバーシティ社会という形としています。能力の発揮というのは女性の活躍が計画の中でウェイトを占めていますので、皆が能力を発揮できるようにと

いう形で女性活躍というのを意識して言葉を入れています。

副会長：この場の能力というのはどういう能力を想定されていらっしゃるのでしょうか。社会的な活動をするところこそが能力なのか、そうではなくその人その人の能力（例えばお家での編み物をするなどの能力）を想定していらっしゃるのか。

所長：社会で活躍する能力、多様な個性を発揮するという点での能力、すべて含めての能力を発揮できる社会を考えています。

委員：どうして能力を発揮できるということを強調するのだろうと思います。ライフスタイルや病気など、どうしても発揮できない人もいます。そういった人も安心して暮らせるような社会がよいのでは。能力を発揮できる、人の役に立たねばならないというのが強い者に有利であるような印象を受けました。

会長：いかがでしょうか。12番の長期計画は多様性を認め合う社会の実現という形で書いてありますがね。

所長：女性の活躍という形で能力という言葉を選んだのですが、安心という文言を入れてもいいのかなと思います。案は現行の個性と能力の発揮を踏襲しているところがございます。皆様のご意見を頂ければと思います。

委員：もっと短くてもいいと思います。～があって～ができるという文章になっていなくても、今色々聞いていると、人権の尊重やお互い認め合うというのが重要だと感じましたので、3番の前半だけでもよいのかなと。言葉は工夫する必要があると思いますが。説明文のところで、能力を発揮できるというのを入れてもいいのかなと。先ほどの話を聞いて、誰もが力を発揮できることを言わなくても、その人なりの生き方ができるというイメージがあればよいと思うので、尊重されて認め合うという言葉が入っていればよいと思います。

副会長：ご指摘に共感しております。以前障がい者の方にお話をお伺いしたときに、自分は何のために生きているのか分からない、人の役に立つことが出来ずお世話をされて生きながらえているこ

との意味が分からない、という悩みを仰っていました。生きていくことそのことが尊いことであり、その人の生き方・個性というのを尊重する社会をつくるために行政やこうした場があると理解しています。従いまして、たとえどういう能力を想定したとしても、能力を発揮することを強制する社会であってはいけない、その人の生き方、個性というものが尊重されて、それを受け止める社会であるべきではないかと思えます。個人的には1ページ④の、ひとが個人として尊重され、お互いに認め合う江東区をめざしてが良いのかなと思えます。

会長：女性活躍推進法を基にして、能力が出てきましたが、女性活躍推進法は働くのが前提で管理職になれないとか差別を解消していきましょうという主目的があるから、男女共同参画の趣旨とはちょっと違うと思えます。

委員：皆さん仰っていることに共感します。事務局案には能力という言葉が入ったのが3つあり、推しているのかなと感じました。ただ、専業主婦をしていると、何の能力もないなと思ひ、引っかかっています。この中で選ぶのなら2番、あと多様性を認めあうという4番の前半部分もよいなと思えます。

委員：能力うんぬんについては私は能力を発揮できるというのは可能性で見るので、個人の能力を発揮できることを保証する社会を作ろうという趣旨なので、あまり違和感はない。逆に能力を発揮していくと言われると、一億総活躍社会などと言われると、老人まで働けと言われていているような気がします。

委員：短くして、その下に説明文を入れればよいと思えます。男女共同参画って何だと、知らない人がたくさんいて言葉が分かりづらいいですね。誰もが分かりやすい言葉、説明が重要。私も能力を発揮するというの強い感じを受けたので、自分らしく、認め合うというような言葉がいいと思う。

会長：今の意見を聞いて如何ですか。

所長：皆さんの意見を伺って、認め合うというのが一つ。能力につ

いては賛否あり、尊重し合うなどという言葉も出てきており、そこからどういう風に拾おうかと思っています。皆さんに今頂いたところを踏まえて、会長と相談して、次回提案させていただきます。今言われたご意見以外に何かあればご意見シートに書いて頂ければと思います。

6. その他

会長：その他について所長から何かございますか。

所長：本日も意見シートをお配りしております。審議会後にお気づきになられた点、会議中に発言しきれなかった点等について記入していただき、9月30日（水）までに送付してください。

次に、次回の審議会の日時についてです。次回は、11月16日（月）を予定しております。12月中にパブリックコメントがあり、1月にはそれを反映し完全な案として出す必要があります。それで2月に区長への答申という形で出す必要がありますので、なるべくご意見があれば次回出して頂きたいと思えます。

会長：次回まで少し時間が開きますけれども、もうちょっと議論したいのですが、回数を増やすのは無理なんですね。

所長：12月中にパブリックコメントがあり、時間的に厳しいものがありますので。何かあればご意見シートに書いて頂ければと思います。

会長：そうすると、11月16日が皆さんと議論する実質的な最後の機会となるんですね。

所長：基本的にそうなります。

会長：その間にどうしても必要なら専門家だけでもウェブ会議でもできそうなので、ウェブ会議の開催もあり得るかなと考えます。すごく回数がいつもより少ないので、やはりどうせ出すのならちゃんとしたものを出したいと思っていますので。

所長：基本的にはここに集まって頂いて、機器と環境をお持ちの方でどうしても来れない方はウェブ会議で参加可能です。貸出機器

がないので、基本的にはここでやるのを前提としております。オンラインで傍聴はできないという形です。

会長：何か質問等ありますでしょうか。

7. 閉会

会長：では次回審議会は11月16日月曜日の予定です。正式な通知は約1週間前に事務局よりご連絡があります。それでは今日はこれで終わります。ありがとうございました。

以上